

清算機関・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>Ⅲ－３－６ 担保等の管理・運用等</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>Ⅲ－３－６ 担保等の管理・運用等</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 預託を受けた担保等の運用を行う場合には、残存年限や商品性等も勘案し、流動性や信用力が高いものに限定することとしているか。</u></p> <p><u>⑦ また、運用規模についても、市場ストレス下で迅速に換金できる範囲に限ることとし、また、預託されている証拠金等の総額、過去の最低残高・年間支払量等に照らして、一定期間清算機関に滞留するものと仮定することに合理的な見積りを行い、検証することとしているか。</u></p> <p><u>⑧ 上記内容を含む運用方針を策定し、これを公表することとしているか。</u></p> <p>(3) (略)</p>